

精神科救急医療システム運用時間（都道府県別）

自治体名	平日		土曜日		日曜・休日		1週あたり	カバー率
	時～	時	時～	時	時～	時		
北海道	17:00	9:00	12:00	9:00	9:00	9:00	125	74.4
青森県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
岩手県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
宮城県	17:00	22:00	17:00	22:00	9:00	22:00	43	25.6
山形県	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	168	100.0
福島県	17:00	8:30	17:00	8:30	8:30	8:30	117	69.6
茨城県	-	-	8:30	17:00	8:30	17:00	17	10.1
栃木県	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126	74.7
（緊急）	8:30	17:00	-	-	-	-	43	25.3
群馬県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
埼玉県	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126	74.7
千葉県	17:00	8:30	17:00	8:30	12:00	12:00	117	69.6
東京都	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
（緊急）	0:00	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00	168	100.0
神奈川県①	17:00	22:00	8:30	8:30	8:30	8:30	73	43.5
（緊急）	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126	74.7
新潟県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
富山県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
石川県	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
福井県	-	-	-	-	9:00	17:00	8	4.8
山梨県	17:15	22:00	11:00	20:30	11:00	20:30	40	24.0
（緊急）	17:15	8:30	11:00	11:00	11:00	8:30	113	67.3
長野県	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126	74.7
岐阜県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
静岡県	17:00	8:00	17:00	8:00	8:00	8:00	114	67.9
愛知県	17:00	9:00	12:00	9:00	9:00	9:00	125	74.4
三重県	17:00	9:00	12:00	9:00	9:00	9:00	125	74.4
滋賀県②	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	168	100.0
兵庫県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
奈良県	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
和歌山県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
鳥取県	17:30	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00	81	47.9
広島県	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	168	100.0
山口県	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126	74.7
徳島県③	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
高知県	17:00	22:00	12:00	22:00	9:00	21:00	47	28.0
佐賀県	-	-	-	-	9:00	17:00	8	4.8
長崎県	-	-	-	-	9:00	9:00	24	14.3
熊本県	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
大分県	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	17:00	104	61.9
沖縄県	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
横浜市*	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	73	43.5
京都市*			8:30	17:00	8:30	17:00	17	10.1

①祝日は8:30～22:00、②緊急のみ対応、③一部地域は平日夜間のみ

（緊急）：緊急システムの運用時間が救急システムと異なる場合のみ表示

*独自運用部分（緊急）、救急に関しては都道府県と一体化した運用

精神科救急都道府県別実績(H14年度)

自治体名	窓口相談		診療実績		入院		入院率(%)		措置入院		措置率(%)	
	全体	時間外	全体	時間外	全体	時間外	全体	時間外	全体	時間外	全体	時間外
北海道a	3,301	3,301	2,143	2,143	680	680	31.7	31.7	-	-	-	-
青森県	533	533	476	476	247	247	51.9	51.9	3	3	1.2	1.2
岩手県	2,917	2,917	2,283	2,283	415	415	18.2	18.2	0	0	0.0	0.0
宮城県	268	268	159	159	58	58	36.5	36.5	3	3	5.2	5.2
秋田県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
山形県	-	1,123	-	616	-	214	-	34.7	-	-	-	-
緊急	80	-	57	-	57	-	100.0	-	52	-	91.2	-
福島県	525	525	310	310	123	123	39.7	39.7	8	8	6.5	6.5
茨城県	238	238	131	131	98	98	74.8	74.8	19	19	19.4	19.4
栃木県b	839	839	661	661	-	-	-	-	-	-	-	-
緊急	334	-	294	201	207	139	70.4	69.2	23	139	-	100.0
群馬県	683	683	683	683	288	288	42.2	42.2	23	23	8.0	8.0
埼玉県	48	48	29	29	14	14	48.3	48.3	0	0	0.0	0.0
緊急	453	-	372	-	282	64	75.8	-	282	64	100.0	100.0
千葉県	21,978	2,340	-	293	464	288	-	98.3	82	59	17.7	20.5
東京都c	6,196	6,196	212	212	105	105	49.5	49.5	0	0	0.0	0.0
緊急	2,803	1,767	1,337	772	1,232	709	92.1	91.8	1172	668	95.1	94.2
神奈川県d	3,041	3,041	275	275	202	202	73.5	73.5	0	0	0.0	0.0
緊急	426	255	336	202	310	186	92.3	92.1	242	149	78.1	80.1
新潟県	1,090	401	743	232	188	67	25.3	28.9	0	0	0.0	0.0
富山県	666	666	214	214	94	94	43.9	43.9	3	3	3.2	3.2
石川県	372	372	372	372	172	172	46.2	46.2	1	1	0.6	0.6
福井県	43	43	43	43	14	14	32.6	32.6	0	0	0.0	0.0
山梨県	226	226	69	69	46	46	66.7	66.7	0	0	0.0	0.0
緊急	19	19	17	17	13	13	76.5	76.5	9	9	69.2	69.2
長野県	1,705	1,705	1,705	1,705	343	343	20.1	20.1	11	11	3.2	3.2
岐阜県	225	225	225	225	97	97	43.1	43.1	0	0	0.0	0.0
静岡県	1,142	1,142	1,206	1,206	422	422	35.0	35.0	21	21	5.0	5.0
愛知県	1,965	1,965	1,350	1,350	693	693	51.3	51.3	0	0	0.0	0.0
三重県	847	847	584	584	206	206	35.3	35.3	6	6	2.9	2.9
滋賀県	108	59	100	-	72	-	72.0	-	72	-	100.0	-
京都府	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
大阪府	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
兵庫県	2,136	2,136	465	465	367	367	78.9	78.9	13	13	3.5	3.5
奈良県	669	669	366	366	150	150	41.0	41.0	7	7	4.7	4.7
和歌山県	-	-	1,239	1,239	202	202	16.3	16.3	14	14	6.9	6.9
鳥取県	88	88	74	74	55	55	74.3	74.3	4	4	7.3	7.3
島根県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
岡山県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
広島県	1,286	-	902	-	392	-	43.5	-	43	-	11.0	-
山口県	209	209	134	134	127	127	94.8	94.8	23	23	18.1	18.1
徳島県	189	189	169	169	105	105	62.1	62.1	2	2	1.9	1.9
香川県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
愛媛県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
高知県	1,584	1,584	392	392	144	144	36.7	36.7	7	7	4.9	4.9
福岡県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
佐賀県	54	54	15	15	10	10	66.7	66.7	0	0	0.0	0.0
長崎県	72	72	56	56	25	25	44.6	44.6	0	0	0.0	0.0
熊本県	494	494	327	327	128	128	39.1	39.1	0	0	0.0	0.0
大分県	33	33	27	27	21	21	77.8	77.8	8	8	38.1	38.1
宮崎県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
鹿児島県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
沖縄県	2,700	2,700	279	279	149	149	53.4	53.4	0	0	0.0	0.0
横浜市d	1,420	1,420	148	148	110	110	74.3	74.3	0	0	0.0	0.0
緊急	400	251	322	216	295	200	91.6	92.6	223	150	75.6	75.0
京都市e	24	24	24	24	22	22	91.7	91.7	8	8	36.4	36.4

x:未回答、-:該当部分未集計ないし未記入、入院率(%)=入院/診療実績、措置率(%)=措置/a:入院形態別集計なし、b:措置以外集計なし、c:救急分はH14.09より運用開始、d:横浜市の救急分は重複、e:緊急(独自部分)のみ

精神科救急都道府県別実績(H14年度)

人口1万人あたり件数

自治体名	人口 (千人)	窓口 相談*	受診 紹介*	診療 実績*	外来 のみ*	入院		措置入院	
						全日	時間外	全日	時間外
北海道	5,683	5.81	3.77	3.77	2.57	1.20	1.20	-	-
青森県	1,476	3.61	3.22	3.22	1.55	1.67	1.67	0.02	0.02
岩手県	1,416	20.60	16.12	16.12	13.19	2.93	2.93	0.00	0.00
宮城県	2,365	1.13	0.67	0.67	0.43	0.25	0.25	0.01	0.01
秋田県	1,189	×	×	×	×	×	×	×	×
山形県	1,244	9.03	4.95	4.95	3.23	-	1.72	-	-
緊急	1,244	0.64	-	0.46	0.00	0.46	-	0.42	-
福島県	2,127	2.47	1.46	1.46	0.88	0.58	0.58	0.04	0.04
茨城県	2,986	0.80	0.44	0.44	0.11	0.33	0.33	0.06	0.06
栃木県	2,005	4.18	3.63	3.30	-	-	-	-	-
緊急	2,005	1.67	-	1.00	-	1.03	0.69	0.11	0.69
群馬県	2,025	3.37	3.37	3.37	1.95	1.42	1.42	0.11	0.11
埼玉県	6,938	0.07	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.00	0.00
緊急	6,938	0.65	-	0.54	-	0.41	0.09	0.41	0.09
千葉県	5,926	3.95	0.49	0.49	0.29	0.78	0.49	0.14	0.10
東京都	12,064	5.14	0.21	0.18	0.09	0.09	0.09	0.00	0.00
緊急	12,064	1.46	-	0.64	0.05	1.02	0.59	0.97	0.55
神奈川県	8,490	3.58	0.34	0.32	0.09	0.24	0.24	0.00	0.00
緊急	8,490	0.30	0.00	0.24	0.02	0.37	0.22	0.29	0.18
新潟県	2,476	1.62	0.94	0.94	0.66	0.76	0.27	0.00	0.00
富山県	1,121	5.94	1.91	1.91	1.07	0.84	0.84	0.03	0.03
石川県	1,181	3.15	3.15	3.15	1.69	1.46	1.46	0.01	0.01
福井県	829	0.52	0.52	0.52	0.35	0.17	0.17	0.00	0.00
山梨県	888	2.55	0.97	0.78	0.26	0.52	0.52	0.00	0.00
緊急	888	0.21	0.00	0.19	0.05	0.15	0.15	0.10	0.10
長野県	2,215	7.70	7.70	7.70	6.15	1.55	1.55	0.05	0.05
岐阜県	2,108	1.07	1.07	1.07	0.61	0.46	0.46	0.00	0.00
静岡県	3,767	3.03	3.20	3.20	2.08	1.12	1.12	0.06	0.06
愛知県	7,044	2.79	-	1.92	0.92	0.98	0.98	0.00	0.00
三重県	1,857	4.56	3.14	3.14	2.04	1.11	1.11	0.03	0.03
滋賀県	1,343	0.44	-	0.74	0.21	0.54	-	0.54	-
京都府	2,645	×	×	×	×	×	×	×	×
大阪府	8,805	×	×	×	×	×	×	×	×
兵庫県	5,550	3.85	0.84	0.84	0.18	0.66	0.66	0.02	0.02
奈良県	1,443	4.64	2.54	2.54	1.50	1.04	1.04	0.05	0.05
和歌山県	1,070	-	-	11.58	9.69	1.89	1.89	0.13	0.13
鳥取県	613	1.44	1.21	1.21	0.47	0.90	0.90	0.07	0.07
島根県	762	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県	1,951	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県	2,879	4.47	3.13	3.13	1.77	1.36	-	0.15	-
山口県	1,528	1.37	0.88	0.88	0.05	0.83	0.83	0.15	0.15
徳島県	824	2.29	2.05	2.05	0.81	1.27	1.27	0.02	0.02
香川県	1,023	×	×	×	×	×	×	×	×
愛媛県	1,493	×	×	×	×	×	×	×	×
高知県	814	19.46	4.82	4.82	2.97	1.77	1.77	0.09	0.09
福岡県	5,015	×	×	×	×	×	×	×	×
佐賀県	877	0.62	0.17	0.17	0.06	0.11	0.11	0.00	0.00
長崎県	1,517	0.47	0.37	0.37	0.20	0.16	0.16	0.00	0.00
熊本県	1,859	2.66	1.76	1.76	1.11	0.69	0.69	0.00	0.00
大分県	1,221	0.27	0.22	0.22	0.05	0.17	0.17	0.07	0.07
宮崎県	1,170	×	×	×	×	×	×	×	×
鹿児島県	1,786	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	1,318	20.49	2.12	2.12	0.99	1.13	1.13	0.00	0.00
横浜市	3,427	4.14	0.46	0.43	0.11	0.32	0.32	0.00	0.00
緊急	3,427	0.73	-	0.63	0.05	0.86	0.58	0.65	0.44
京都市	1,468	0.16	-	0.16	0.01	0.15	0.15	0.05	0.05

×:未回答、-:該当部分未集計ないし未記入、*夜間・休日分のみ掲載 全日分

精神科救急情報センター整備状況

自治体名	整備状況	センター・窓口対応可能時間						1週あたり	カバー率
		平日		土曜日		日曜・休日			
		時～	時	時～	時	時～	時		
北海道	なし							0	0.0
青森県	窓口	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	168	100.0
岩手県	窓口	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
宮城県	補助	17:00	22:00	17:00	22:00	9:00	22:00	43	25.6
秋田県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
山形県	なし	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	168	100.0
福島県	なし	17:00	8:30	17:00	8:30	8:30	8:30	117	69.6
茨城県	補助			8:30	17:00	8:30	17:00	17	10.1
栃木県	補助	17:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	125.5	74.7
群馬県	補助	0:00	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00	168	100.0
埼玉県	補助	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	125.5	74.7
千葉県	補助	12:00	12:00	12:00	12:00	12:00	12:00	168	100.0
東京都	補助	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
神奈川県	補助	17:00	22	8:30	8:30	8:30	8:30	73	43.5
新潟県	補助	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	168	100.0
富山県	窓口	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
石川県	なし	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
福井県	窓口					9:00	17:00	8	4.8
山梨県	補助	17:15	21:15	11:00	19:30	11:00	19:30	37	22.0
長野県	なし	17:00	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	125.5	74.7
岐阜県	補助	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	168	100.0
静岡県	補助	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	168	100.0
愛知県	補助	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	168	100.0
三重県	窓口	17:00	9:00	12:00	9:00	9:00	9:00	125	74.4
滋賀県	なし							0	0.0
京都府	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
大阪府	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
兵庫県	補助	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
奈良県	補助	17:15	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	126.75	75.4
和歌山県	窓口	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2
鳥取県	窓口	17:30	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00	80.5	47.9
島根県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県	補助	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	168	100.0
山口県	補助	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	窓口	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
香川県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
愛媛県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
高知県	窓口	17:00	22:00	12:00	22:00	9:00	21:00	47	28.0
福岡県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
佐賀県	窓口					9:00	17:00	8	4.8
長崎県	なし					9:00	9:00	24	14.3
熊本県	窓口	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	9:00	120	71.4
大分県	なし	17:00	9:00	17:00	9:00	9:00	17:00	104	61.9
宮崎県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
鹿児島県	回答なし	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	補助	17:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	128	76.2

補助:センター(国庫補助)あり、窓口:救急受付窓口がセンター機能を代行、なし:センター機能なし

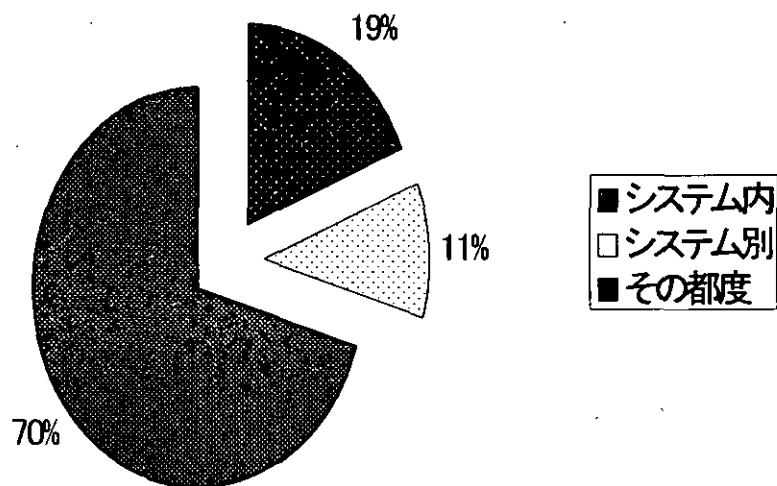
精神科救急情報センター未整備の理由

整備の必要性	理由
整備予定	大都市を抱える地域には必要と考える。このため政令指定都市において、平成16年度中に設置し、道が運営する精神科救急医療システムとの連携を図ることとしている。
未検討	業務を請け負える組織や人員が見当たらない。
未検討	①財政的な問題、②人的な問題→精神科病院協会等と連絡調整が必要である。
検討中	①設置箇所の確保、②情報センターに配置する職員の確保
検討中	24時間医療相談を取り入れた救急医療システムを検討している。
未検討	当番病院の状況をふまえて調整する機関がないため、病院、保健所等がその役目を負うことになり負担になっている。
未検討	予算、人員の問題
未検討	情報センターのハード、ソフト面の整備が財政的問題を含め困難。
不要	現状の県救急医療情報センターにおいて概ね代替機能を果たしているため。
未検討	人材、財源の確保
未検討	本県においては救急医療システムの輪番病院が平日夜間、休日昼間・夜間(24時間)において電話相談、診療、入院を対応しており、情報センターを設置せずとも24時間体制がほぼ整備しているため。
検討中	①設置箇所及び人員の確保、②受診が必要な方の受皿となる医療機関の体制整備:当番病院において診察のみから措置入院まで幅広く対応できる体制がとれていない。受入病院の機能分担(後方支援病院、応急入院指定病院)がとれていない。

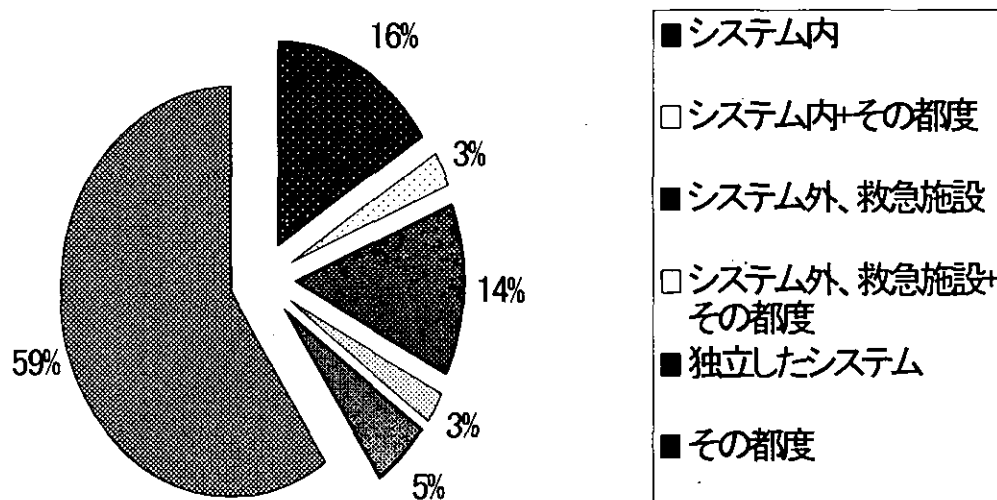
精神科救急システム運用上の問題事項
<ul style="list-style-type: none"> ・頻回利用者への対応 ・主治医が十分に活用されず直接精神科救急病院、受診となっている ・入院後の転院先の確保が困難
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院に併設されているため、専用回線ではなく、病院の代表に電話が入ることが多い。 ・休日等の救急医療体制を県内2病院で実施していることから、情報センターに電話があっても、患者は救急当番病院が遠距離等のため紹介しても受診することが難しい。
<p>本県では、直近6ヶ月以内に治療歴のある一次、二次救急対象者はその治療歴のある病院が診察することとなっている。また、対応が出来ない場合は情報提供書を県立病院に送付し、対応してもらうことになっているが、それが徹底されていないため県立病院の負担が大きくなっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一般に(警察、消防含む)精神科病院に入院するに当たっての法的要件についての知識が希薄で理解していただくのに苦労している。 ・受入医療機関を民間に依頼しているため、受入基準に若干の隔差がある。
<p>輪番病院へ救急と無関係な電話相談等があり、窓口職員の大きな負担となっている。</p>
<p>本県では現在、救急医療相談と緊急医療相談の窓口及び対応時間が異なっているため、①救急情報センター窓口終了後、一般救急や一般医療機関からの相談に対応できず、関係機関から苦情がある。②上記に関連して緊急医療相談窓口(保健所職員自宅)に警察や救急隊員から救急医療相談が入ることがある。</p>
<p>本来、身体科での処置が優先されるべきアルコール酩酊者や身体合併症を持つ精神障害者が、精神科救急病院(単科精神科病院)に搬送されてきてしまい、対応に苦慮するケースがあった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現在休日・夜間のみでの対応であり、平日の通常時間帯は対応しない。 ・精神科救急医療システムと情報センターは発足の時期が異なることから完全にリンクしたものになりきっていない。一応情報センターは、救急システムの窓口として位置づけているものの直接救急病院に電話連絡が入り、来院する等、情報センターを通さない事例も多くある。運用時間帯も異なる。 <p>今後情報センターの窓口機関としての位置づけをより明確にした運用を検討すべきである。</p>
<p>本県では、救急医療システムの輪番病院は原則、措置患者の受入を行わないようになっているが、夜間の措置入院の場合、そのことを理由に受入を拒否されることがある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所(担当者)によっては対応が異なることがあり、一貫性のある対応を病院等から求められている。 ・日祝、夜間は保健所職員のオンコール体制としているため、受付窓口を一般に公開しておらず、精神障害者の幅広い緊急ニーズに対応できていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科緊急医療システムについて <p>深夜帯の移送体制整備にあたっては、3県市で検討した結果3県市が囑託員を各1名ずつ、神奈川県精神保健福祉センターに配置し、3県市の混成チームで各県市の移送業務にあたることになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療システムについて <p>かかりつけ医があるものの、主治医が不在の場合、医療機関から救急での対応を依頼されることが多いため、かかりつけ医の役割と救急の役割を明確にする必要がある。</p>

A. 精神科救急医療システム

A-2. 精神科救急医療システム運用時間帯中の措置通報処理

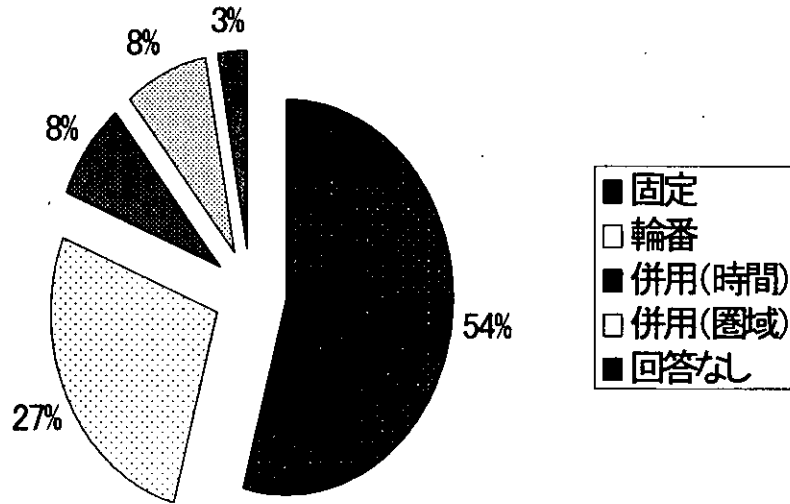


A-3. 精神科救急医療システム運用時間帯中の措置診察の診察場所や指定医の確保

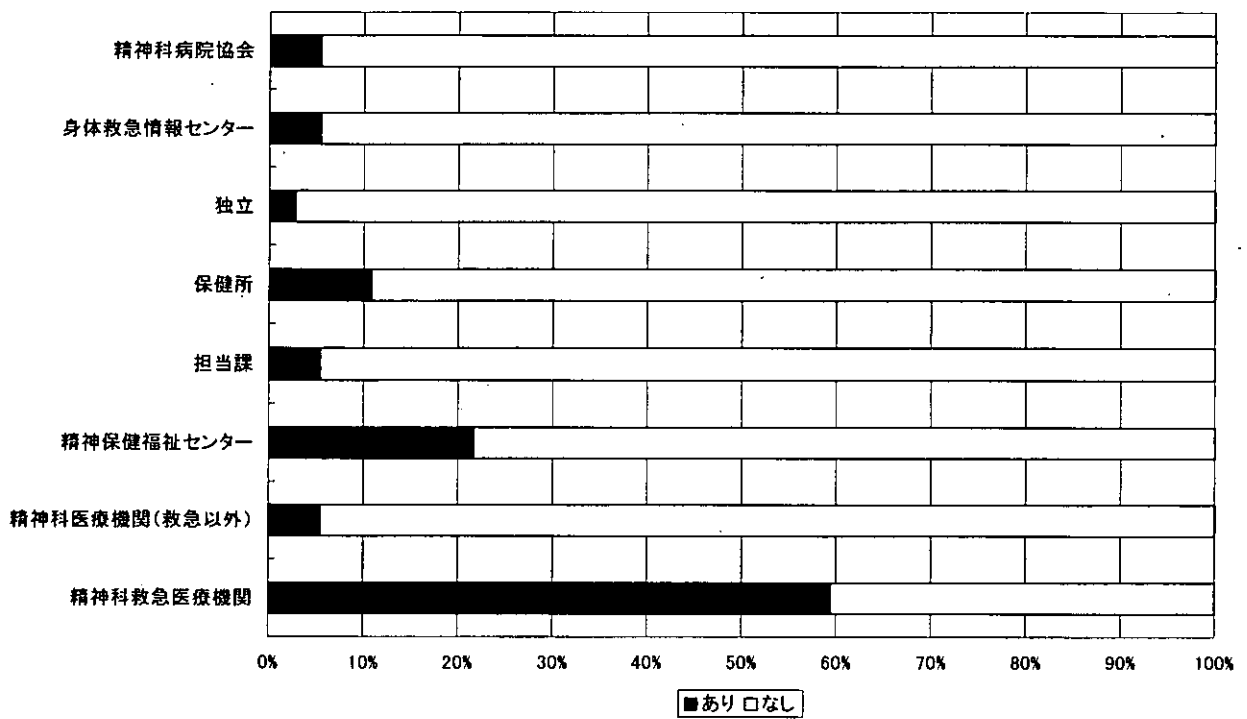


C. 精神科救急情報センター

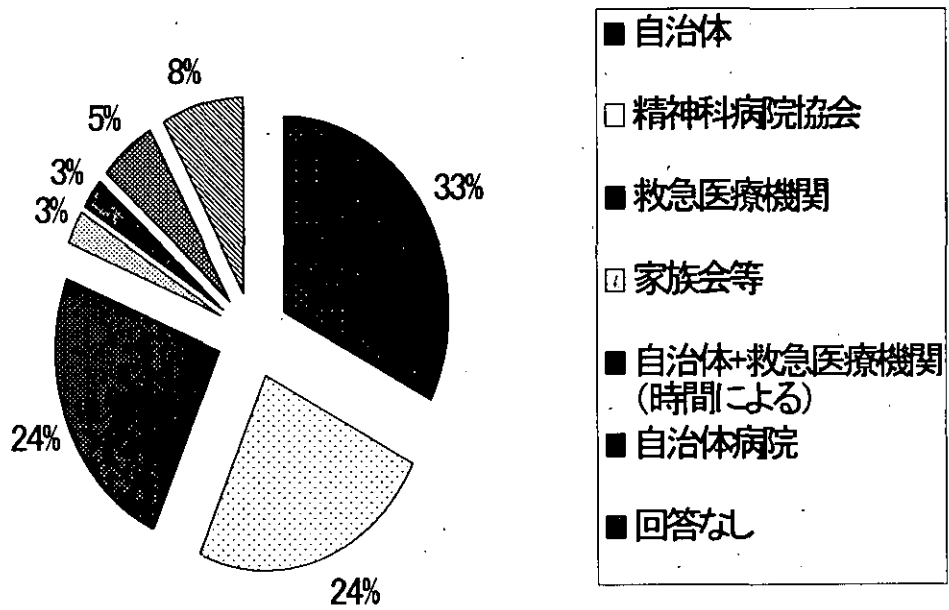
C-7. 精神科救急情報センターの設置形態



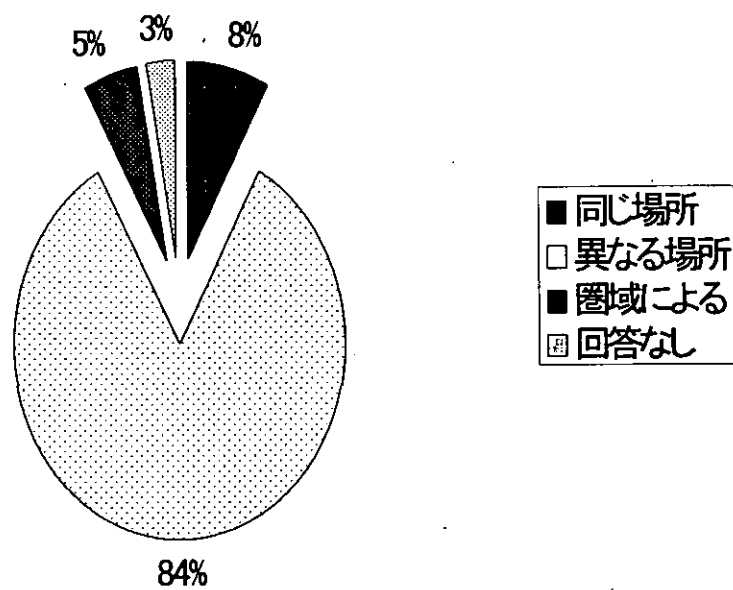
C-9. 精神科救急情報センターの設置場所



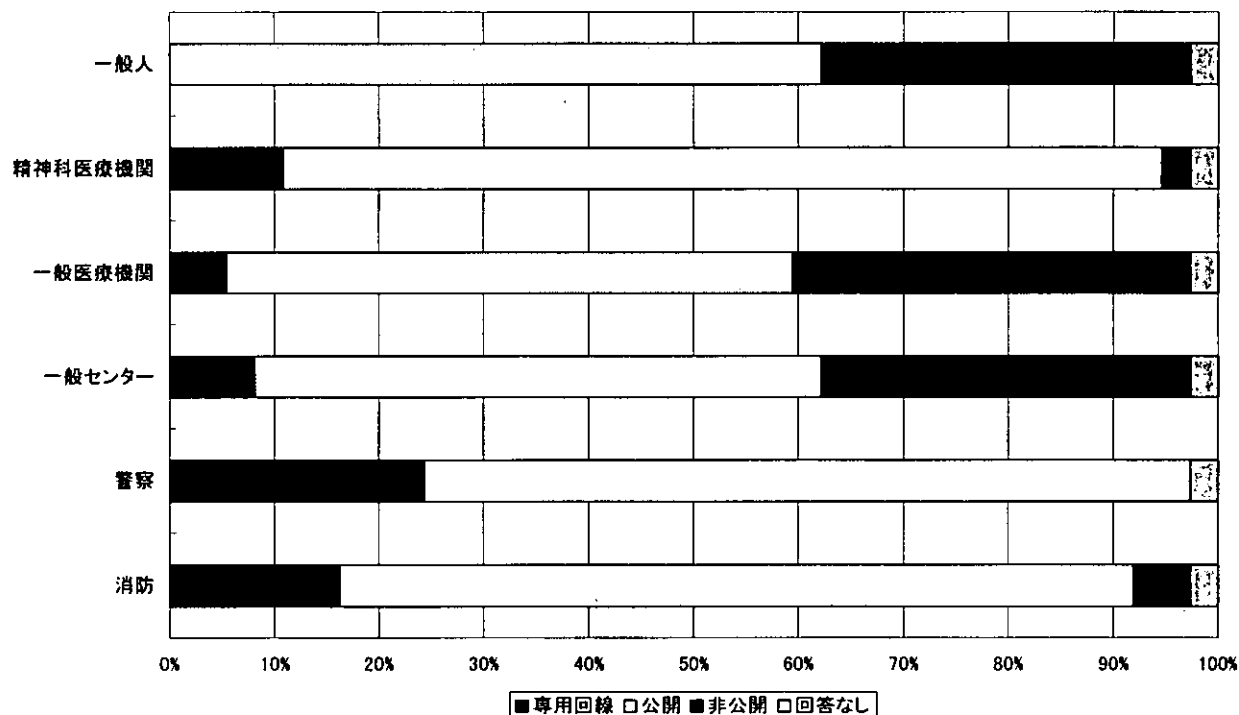
C-10. 精神科救急情報センターの運営主体



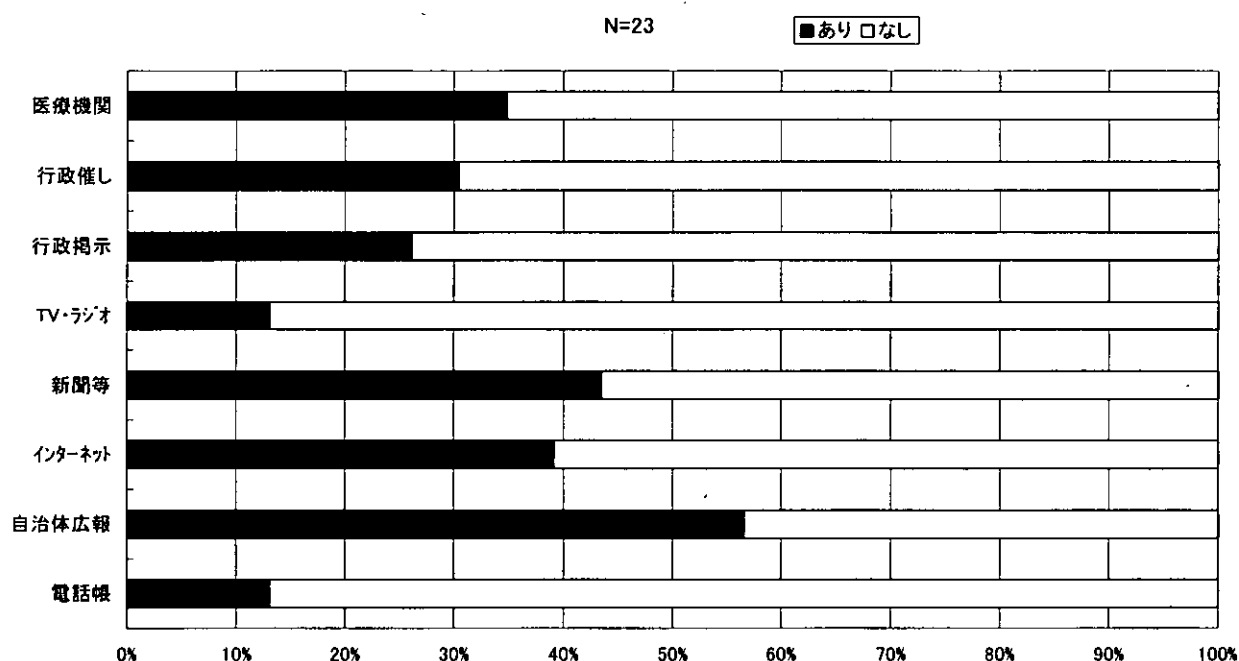
C-11. 一般の救急医療情報センターとの関係



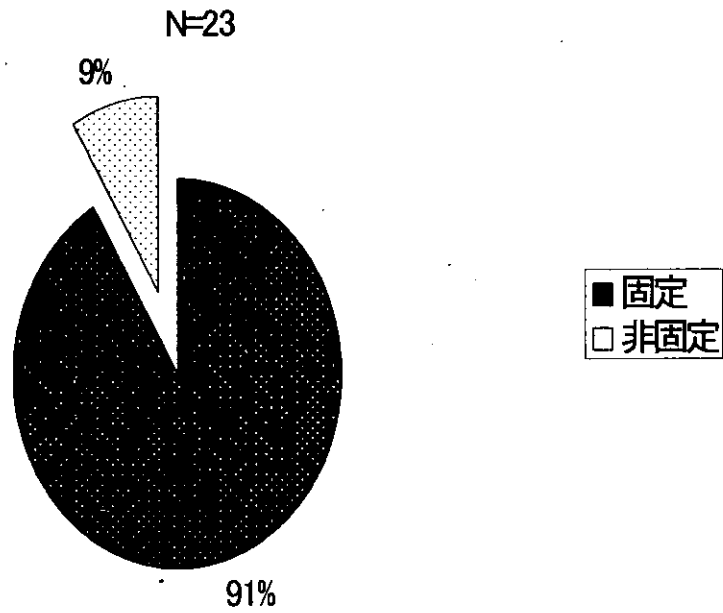
C-12. 精神科救急情報センターへ連絡をとるための電話番号の公開（専用回線：一般には公開されているのとは別の電話番号で対応）



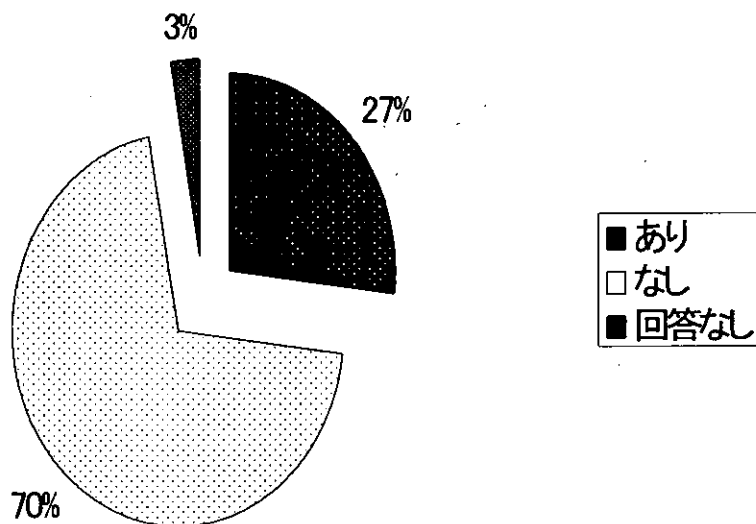
C-13. 一般に対する精神科救急情報センターの電話番号の公開・広報の方法（一般人に公開していると回答された自治体のみ）



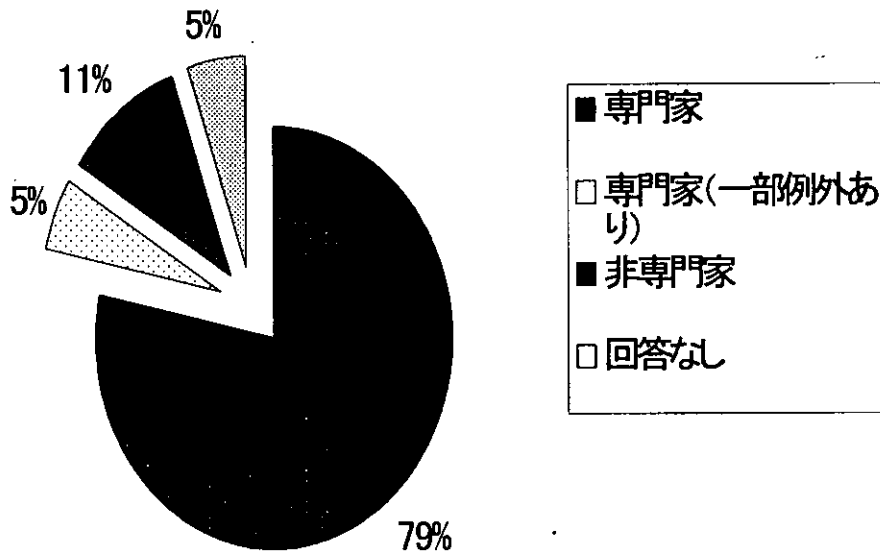
C-14. 一般人に公開されている電話番号は固定されているか（一般人に公開していると回答された自治体のみ）



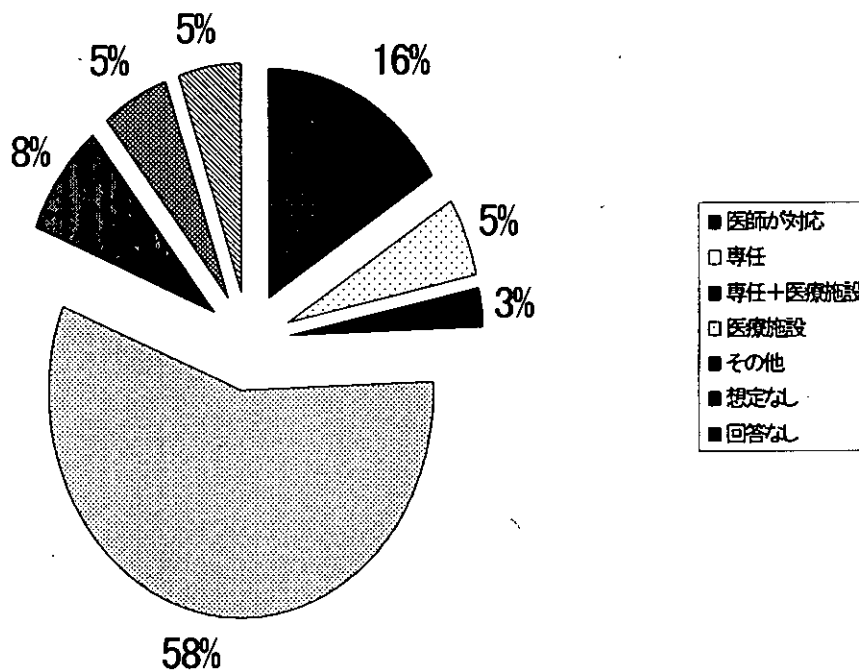
C-15. 精神科救急情報センターの常勤（精神科救急情報センターを本務とする）スタッフの有無



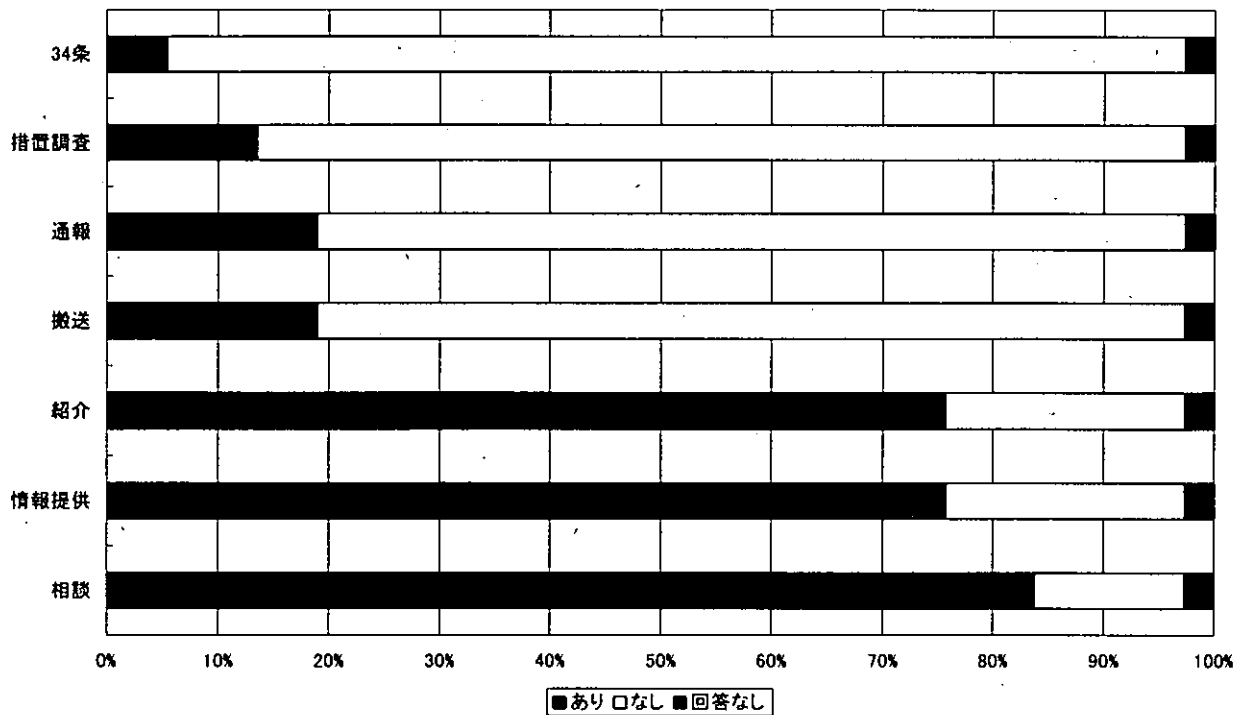
C-16. 精神科救急情報センター一次対応職員は、精神科専門職員（精神科医、精神保健福祉士、看護師・保健師、心理職等）か？



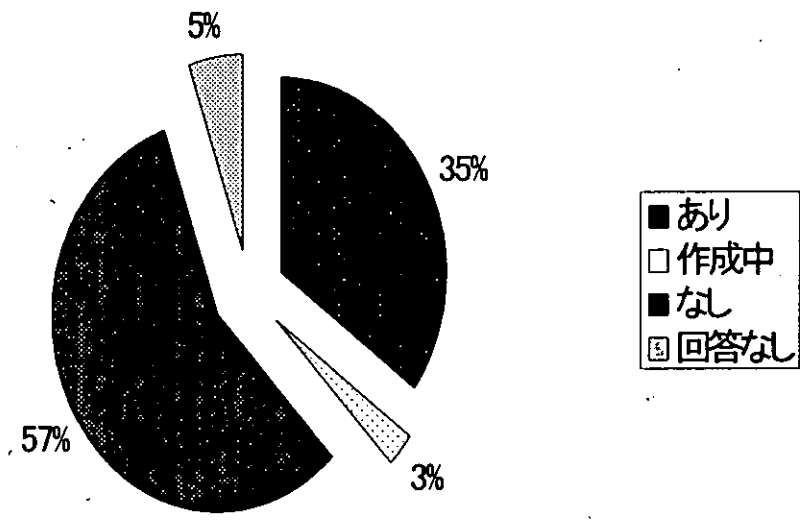
C-17. 一次対応職員では十分な判断・対応ができないときに医師に相談することはできますか？



C-18. 精神科救急情報センターの機能（複数回答）



C-19. 精神科救急情報センター一次対応職員のための対応マニュアル



Ⅱ. 医療保護入院等のための移送のシステム（平成16年1月1日現在）

移送制度のシステム整備状況（都道府県）

自治体名	システム整備状況	運用開始時期	備考
北海道	運用中	H12.10	
青森県	運用中	H13.04	
岩手県	運用中	H12.02	
宮城県	運用中	H12.08	
秋田県	未回答	×	
山形県	運用中	H12.12	
福島県	運用中	H12.10	
茨城県	運用中	H13.09	
栃木県	未運用	H17.04開始予定	
群馬県	未整備	-	
埼玉県	未整備	-	
千葉県	未運用	H16.04開始予定	
東京都	運用中	H13.06	
神奈川県	未整備	-	
新潟県	運用中	H14.04	
富山県	未整備	-	
石川県	運用中	H12.04	
福井県	未整備	-	
山梨県	運用中	H13.04	
長野県	運用中	H12.04	
岐阜県	未整備	H16年度中開始予定	
静岡県	運用中	H12.04	
愛知県	運用中	H13.04	
三重県	未整備	-	
滋賀県	運用中	H12.04	
京都府	未回答	×	
大阪府	未回答	×	
兵庫県	運用中	H14.02	
奈良県	運用中	H13.05	
和歌山県	運用中	H12.04	
鳥取県	未整備	(H13.06)	ケースにより一部対応
島根県	未回答	×	
岡山県	未回答	×	
広島県	運用中	H13.04	
山口県	運用中	H12.04	
徳島県	未整備	-	
香川県	未回答	×	
愛媛県	未回答	×	
高知県	運用中	H15.04	
福岡県	未回答	×	
佐賀県	運用中	H12.06	
長崎県	未整備	-	
熊本県	運用中	H12.12	
大分県	未整備	-	
宮崎県	未回答	×	
鹿児島県	未回答	×	
沖縄県	運用中	H14.02	

移送制度のシステム整備状況（指定都市）

自治体名	システム整備状況	運用開始時期	備考
札幌市	運用中	H13.04	
仙台市	運用中	H13.11	
さいたま市	未整備	-	
千葉市	運用中	H12.10	
川崎市	未回答	×	
横浜市	運用中	H13.04	
名古屋市	運用中	H13.11	
京都市	運用中	H12.11	
大阪市	運用中	H12.07	
神戸市	運用中	H12.04	
広島市	運用中	H13.04	
北九州市	未整備	-	
福岡市	未整備	-	

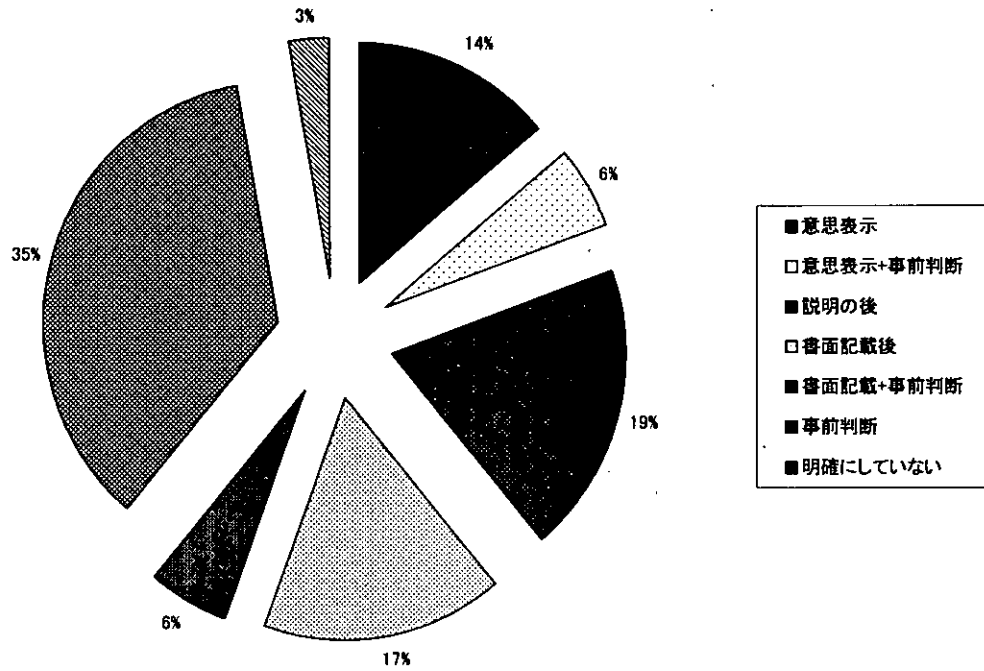
移送制度のシステム未整備の理由

移送システム未整備の理由
措置入院の体制整備を優先しているため
①医療保護入院に係る移送基準の明確化 ②移送に関わる人員の確保 ③移送に関わる職員の安全確保
①医師が現場において正確な診察を行うことが難しいことから、医師の協力を得ることが困難な状況にある。②医療保護入院のために移送することができる場合の医師の判断基準が明確になっていない。
①指定医の確保 ②移送体制の未整備(人員、車両) ③移送基準が不明確なこと。
事実上対応している。しかし、職員体制・車両確保が困難。
本県では、精神障害者の居宅での診察が行われていないため
現在まで本県には応急入院指定病院が1ヶ所もなく34条移送制度については、関係者間の協議も出来ない状況であった。平成16年4月から、県立病院を応急入院指定病院に指定予定であり、受入病院ができると、移送制度について少し議論が進んでいくのではないかと考えている。離島地域をもつ本県の場合、対象者の基準を明確にしていなくて1ヶ所の指定病院へ移送しなくてはならないこととなり、移送スタッフの確保や移送費用の問題等課題は多い。
①応急入院指定病院を指定していない。②事前調査や訪問診察の対象基準が明確でない(統一されていない)。③中核市内の取扱いについて調整が困難。
関係機関との調整を要するため(政令市域を含め、県と一体化した運用を行うため現在調整中)
①警察の協力体制が不透明 ②指定病院の指定が進んでいない

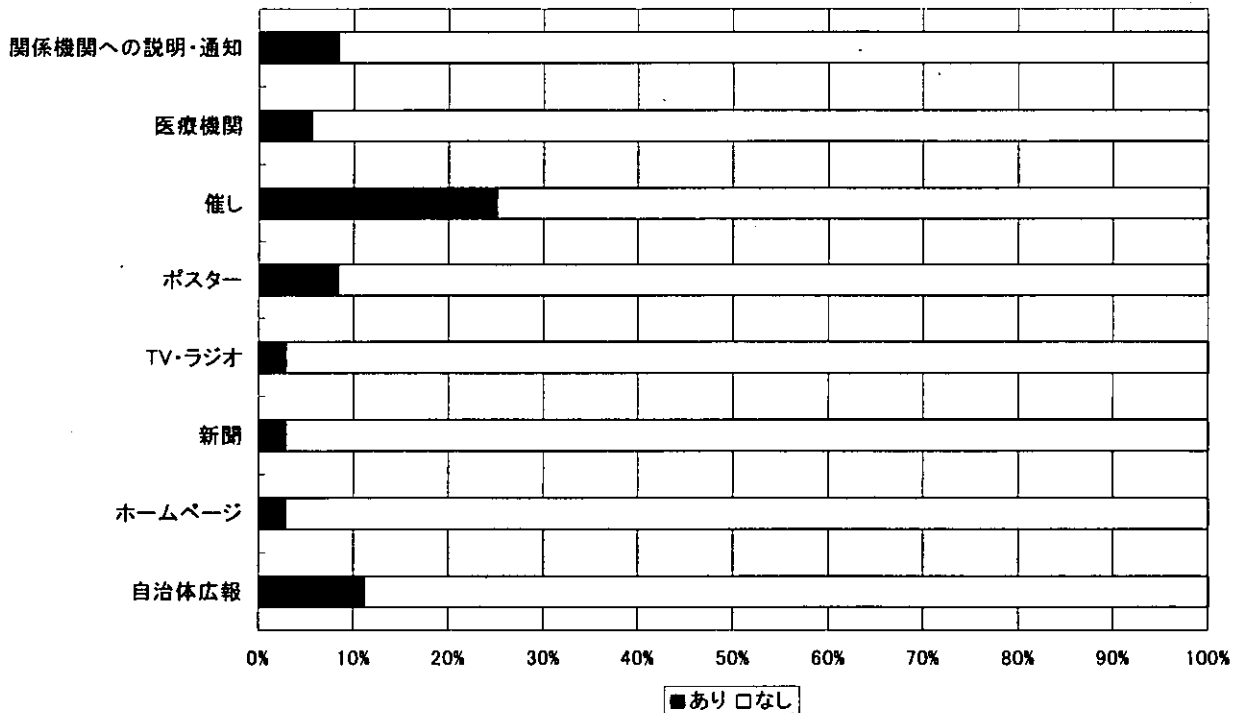
II. 医療保護入院等のための移送のシステムについて

A. 移送制度の手続

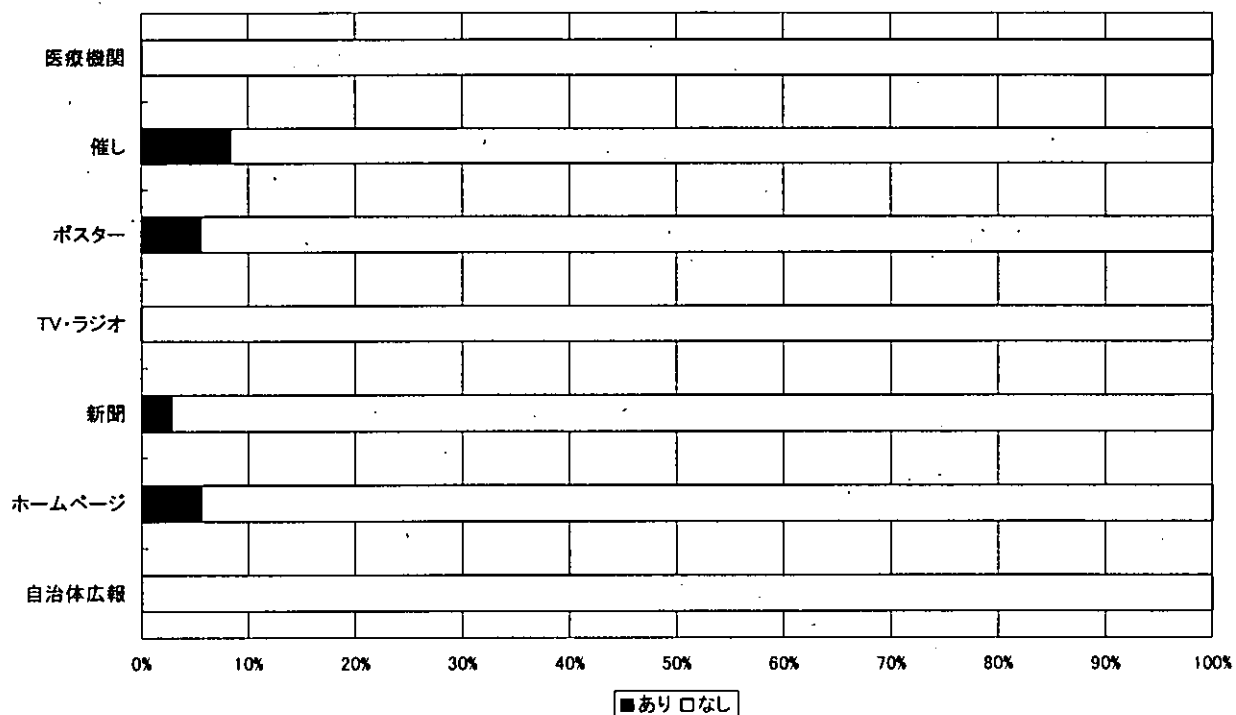
A-1. 通常の精神保健相談（法47条による）から、移送制度に関する相談に移行する時点



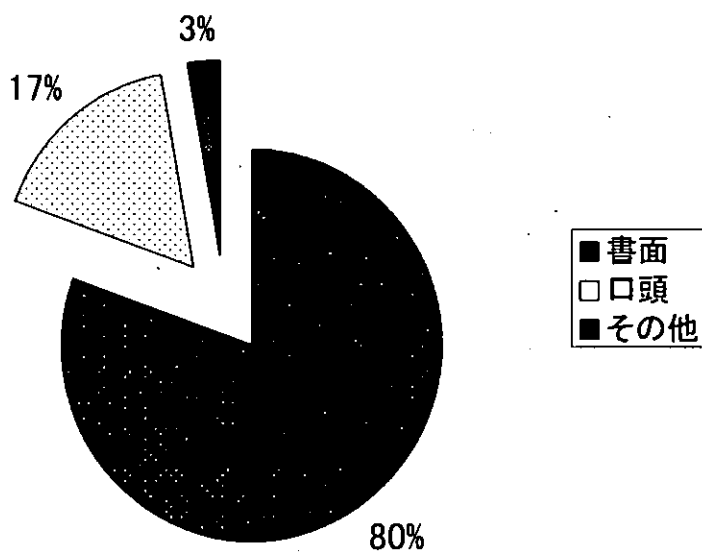
A-2-1. 移送制度導入時の広報（複数回答）



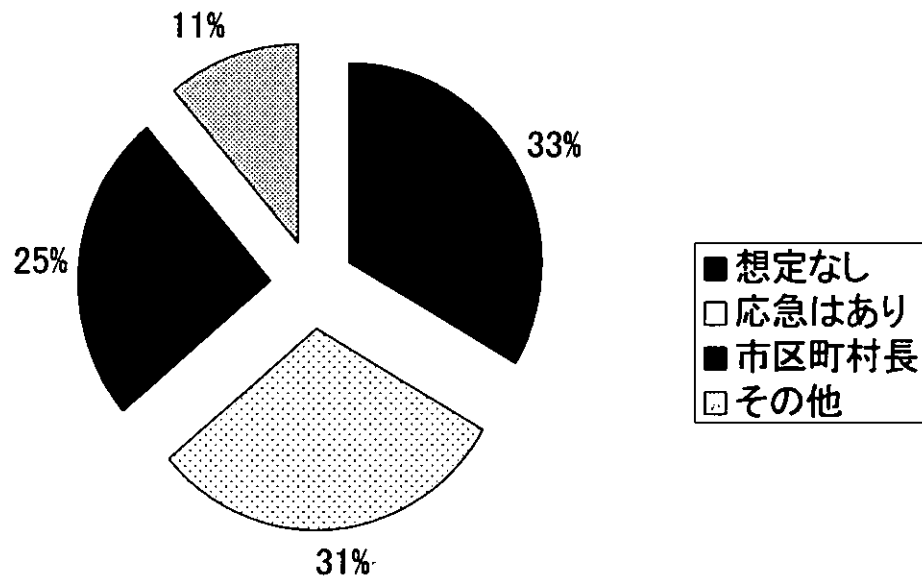
A-2-2. 移送制度導入後の定期的な広報（複数回答）



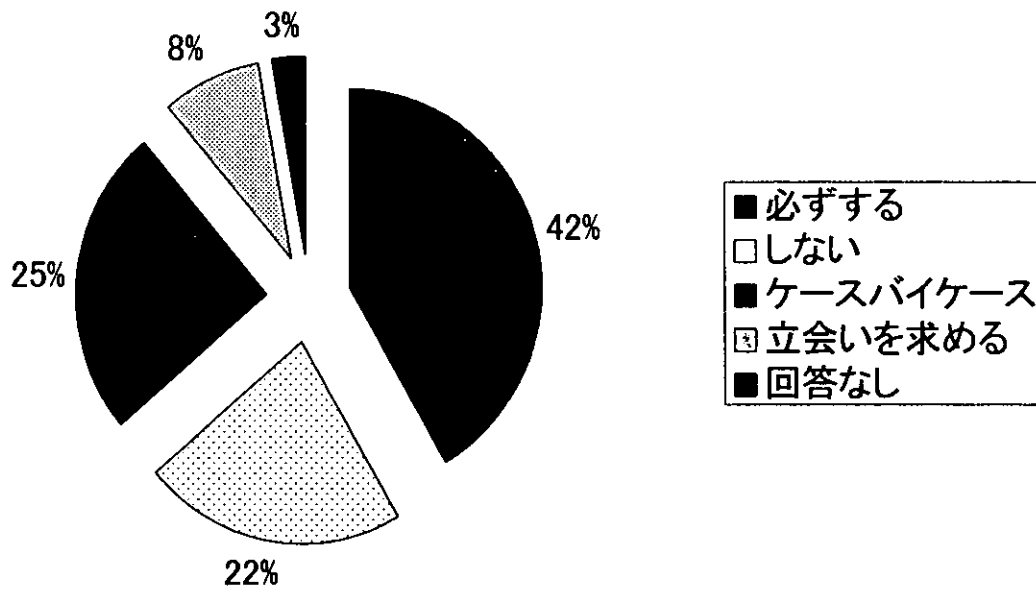
A-3. 移送への保護者の同意はどのような形でとることになっていますか？



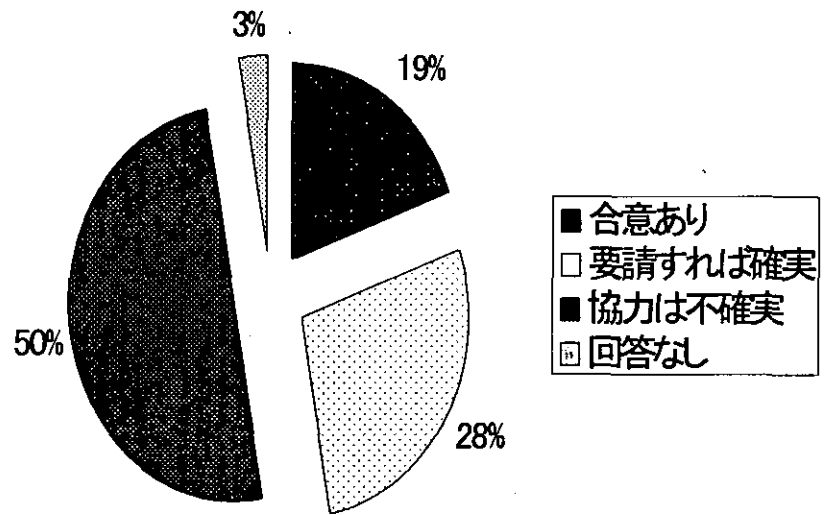
A-4. 保護者や扶養義務者となるべき家族がない事例や家族と連絡がつかない事例を、医療保護入院等のための移送制度の対象として想定するか？



A-5. 指定医の診察前や搬送前に、保護者による同意を再確認するか？

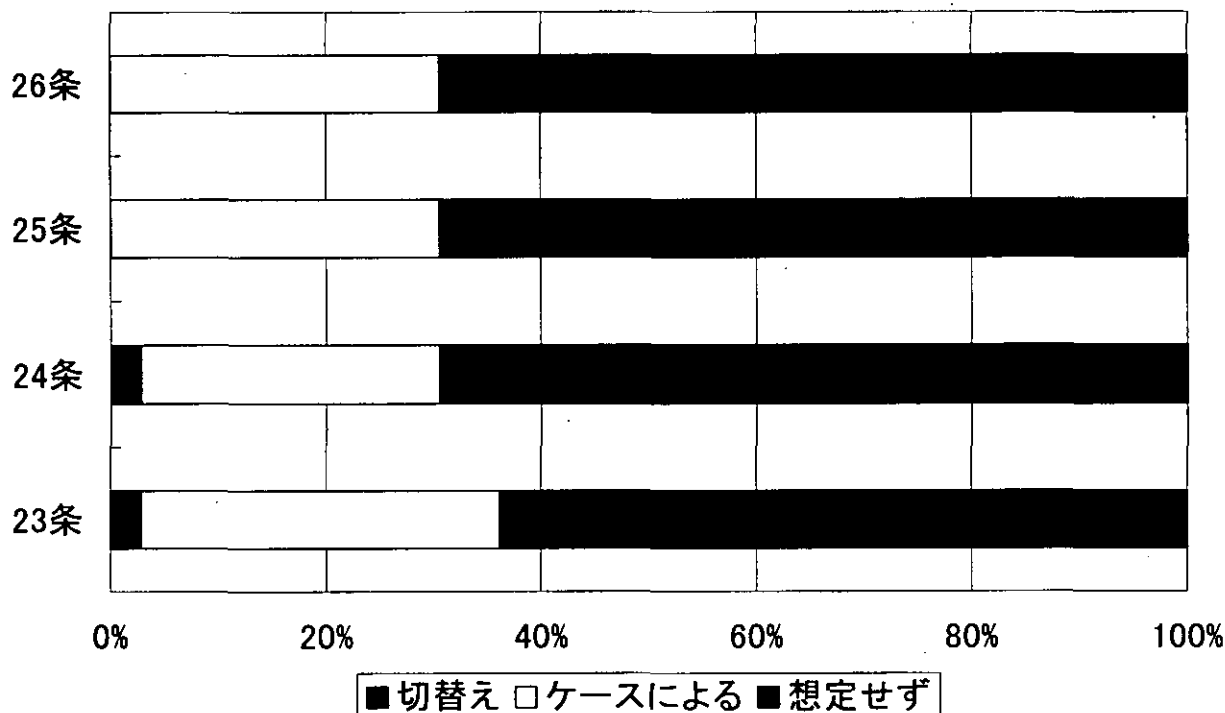


A-6. 診察や搬送への、警察官の協力（立会いや同乗・同行）



B. 措置入院との関係

B-1. 措置入院に関する事前調査の過程で措置入院のための診察が不要と判明した場合に、医療保護入院等のための移送（法34条）の事前調査へ切り替えることを想定していますか？



B-2. 措置入院のための診察の結果措置要件がないと判明した場合（いわゆる「措置流れ」の事例）に、医療保護入院等のための移送（法34条）に切り替えることを想定していますか？

